

第5編 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

関係部署	各部
------	----

第1節 計画の方針

平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定される以下の18市町村が指定を受けた。

【京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村】

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書を踏まえ、新たな防災対応に関する考え方や仕組み等が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、「南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の政府の対応について」平成29年9月に中央幹事会で決定され、同年11月より運用を開始した。

また、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和5年2月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定の計算手法の検討が行われるとともに、同年4月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。

その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海ト

「ラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」がとりまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

なお、本計画は、計画作成後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、第1編第7章に定めるところによる。

【第1編第7章参照】

第2章 災害予防計画

関係部署	各部
------	----

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、京都府域に対する近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、町内会・自治会及び事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体、生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に、要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

第1 市、住民、自主防災組織及び事業所等の対策

1 市の対策

市長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時避難行動要支援者に対する避難支援体制の確立、安全な避難場所・避難施設等の確保、事業所の防災活動活性化のための方策の検討

2 住民及び自主防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施、食料、飲料水等生活必需品の備蓄、各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域における避難場所及び避難路に関する知識の習得、初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内事業所やNPO等との連携

3 事業所等の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携、災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上さ

せる取組の維持

第2節 広報及び教育

市は、第2編第17章に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、事業所等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

【第2編第17章参照】

第1 教育（防災訓練の実施を含む）

市は、市職員及び住民に対し、南海トラフ地震に関する知識、緊急地震速報に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、地震発生時においてとるべき行動等、必要な防災教育等を実施する。

1 職員に対する教育

市は、職員に対し地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、具体的にとるべき行動に関する知識、職員等が果たすべき役割、防災対策として現在講じられている対策に関する知識、今後取り組む必要のある課題等について必要な防災教育の実施に努める。

2 一般住民に対する防災知識の普及

市は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的な知識、出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識、正確な情報の入手方法、防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容、各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識、各地域における避難場所及び避難経路に関する知識、居住者等自らが実施する、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法、住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施等について普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

3 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、関係職員及び児童生徒等に対して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的な知識、緊急行動に関する知識、応急手当の方法、教職員の業務分担、児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法、学校(園)に残留する児童生徒等の保護方法、ボランティア精神等について、教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育、研修等を通じた教職員への防災教育等について教育を実施し、保護者等に対しては、PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知と連絡の徹底を図るとともに、防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化に留意する。

第2 広報

市は、地域の特性を踏まえ、第1で記述した内容に関し、防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。

広報にあたっては、講演会等の実施による広報、社会教育施設における講座等を通じての広報、PTA・青少年団体・女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報、その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報、テレビ・ラジオ・新聞等による広報、パンフレット等による広報、ホームページ等の情報通信環境による広報、ビデオ・スライド等による広報、移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報、相談窓口の設置等により行い、災害時要配慮者に対しても十分な情報提供が行われること、地域の特性を踏まえ関係機関が相互に連携しながら地域密着型の防災意識の高揚が図れること、地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第3節 防災訓練

市は、南海トラフ地震等市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2編第18章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、自主防災組織、町内会・自治会、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。

【第2編第18章参照】

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。具体的な事業の実施にあたっては、次に掲げる点に留意する。

- 1 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 災害応急対策等の内容と十分調整の取れたものとする。
- 3 指定避難所等については、災害時要配慮者に配慮したユニバーサルデザイン仕様を検討する。

第2 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、木津川市建築物耐震改修促

進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

第3 文化財保護対策の実施

市内に所在する多数の文化財は、ひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、第2編第10章に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。 【第2編第10章参照】

第4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、京都府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市は、南海トラフ地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、南海トラフ地震と東海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、対策等についても以下のとおり検討する。

- 1 南海トラフ地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第3章 災害応急対策計画

関係部署	各部
------	----

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

第1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- 1 市は、物資の備蓄に努める。
- 2 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要となる資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- 3 2項において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

第2 他自治体等との連携

南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、相互応援に関する基本協定締結自治体等と緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については、第3編第37章による。

第3 広域災害に対応する輸送体制の整備

災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、市等は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート等を確保する。

第4 府指定の防災活動拠点との連携

市は、府が指定する防災活動拠点と連携し、平素から実効的なネットワークづくりを推進する。

第2節 防災体制に関する事項

第1 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応

- 1 「南海トラフ地震に関する情報」の発表

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類および発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、
 レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。
 レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。
 レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。
 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、
 「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
 なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 市の当面の対応

- (1) 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、速やかに特別配備体制を基準とした体制に移行して情報収集体制を強化する。その後、災害警戒本部会議を開催し、市民に対する今後の備えについての呼びかけを準備するとともに、状況により、呼びかけを行う。
 呼びかけの内容は、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認等とする。
- (2) 各部局等は、災害警戒本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ、所管する施設の点検、大規模地震発生後の応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (3) その後は、「南海トラフ地震臨時情報」のキーワード（巨大地震警戒 or 巨大地震注意 or 調査終了）に応じ、必要の都度、災害警戒本部会議を開催し、市民への呼びかけ、市の対応要領（対

応体制、応急対策等)を決定するものとする。

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、適確かつ円滑にこれを運営する。

なお、市長が出張又は病気などにより本部長の業務を遂行できない時は、副市長が代行する。

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、第3編第2章に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるが、「木津川市職員初動マニュアル」に基づき、迅速な職員参集に努める。

第3 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、第3編第3章の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

1 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、第3編第3章に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

2 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

第4 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

第5 他機関等に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施のために必要があると認めるときは、府に対し自衛隊等の災害派遣及び消防庁に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、その他の自治体及び機関等に協力を得ることに関し、応援協定の締結を推進するとともに、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

